

社会福祉法人 友好会  
評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友好会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬等は、無報酬とする。

2 役員の報酬等は、無報酬とする。

(費用)

第4条 評議員及び役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員及び役員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、別に定める費用弁償規程に基づいて費用弁償を行う。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月10日から施行する。